

## 政令指定都市における費用弁償の支給状況

都市名	議会、委員会等への参集時	市内視察時	市外視察時
札幌	×	×	旅費条例に準じ支給
仙台	×	×	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)
さいたま	×	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)
千葉	×	×	車賃 1kmにつき 37円 日当 1日につき 1,900円 宿泊料 1夜につき 16,500円 食卓料 1夜につき 3,800円 上記以外は旅費条例に準じ支給
川崎	実費相当額 (議員の住居～議場)	×	旅費条例に準じ支給 (特等級)
相模原	実費相当額	旅費条例に準じ支給	宿泊料 1夜につき 16,500円 食卓料 1夜につき 3,300円 上記以外は旅費条例に準じ支給
新潟	×	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)
静岡	実費相当額 (公共交通機関のみ)	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)
浜松	×	×	旅費条例に準じ支給 (副市長に準ずる)
名古屋	×	×	旅費条例に準じ支給 (特別職に準ずる)
京都	×	旅費条例に準じ支給 (特級に準ずる)	旅費条例に準じ支給 (特級に準ずる)
大阪	×	×	旅費条例に準じ支給
堺	×	×	旅費条例に準じ支給 (1等級に準ずる)
神戸	議員の居住地の区分により 日額3,000円、4,000円、5,000円	議員の居住地の区分により 日額3,000円、4,000円、5,000円 加えて、旅費条例に準じ支給 (第1級に準じる)	議員の居住地の区分により 日額3,000円、4,000円、5,000円 加えて、旅費条例に準じ支給 (第1級に準じる)
岡山	×	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)	車賃 1kmにつき 37円 日当 1日につき 3,000円 宿泊料 1夜につき 14,800円 食卓料 1夜につき 3,000円 上記以外は旅費条例に準じ支給 (市長に準じる)
広島	日額 5,000円 (8km以内) 日額 8,000円 (8km超) (住居～議場までの直線距離)	×	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)
北九州	×	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)	旅費条例に準じ支給 (市長に準ずる)
福岡	日額 1,000円 (5km未満) 日額 2,000円 (5km～10km) 日額 3,000円 (10km以上) (交通機関の片道営業距離)	旅費条例に準じ支給 (特等級に準ずる)	旅費条例に準じ支給 (特等級に準ずる)
熊本	日額 5,000円 (4km未満) 日額 6,000円 (4km～8km) 日額 7,000円 (8km以上) (住居～議場までの直線距離)	旅費条例に準じ支給 (1号区分)	旅費条例に準じ支給 (1号区分)

## 費用弁償の支給について（案）

## 1 支給の範囲

現 行	変 更 (案)
<p>横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例において (費用弁償)</p> <p>第5条 議員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。と規定され、市外に出張したときのみを支給対象としている。(行政視察等)</p>	<p>現行条例による支給に加え、</p> <p>① 地方自治法に基づく会議等（本会議、委員会等）への出席</p> <p>② 市内に出張したとき（委員会視察等）を支給対象とする。</p>

## 2 支給の額

現 行	変 更 (案)	
<p>横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例において (費用弁償)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。</p> <p>と規定され、市外に出張したときは、特号の旅費を支給とされている。</p>	<p>1 市外に出張したときは、現行どおりとする。</p>	
	<p>2 支給範囲を拡大するもの</p>	
	<p>① 会議等への出席</p> <p>案1 実費支給 自宅から市会棟までの公共交通機関の往復運賃又は車賃を費用弁償として支給 (自宅から市会棟までの直線往復距離×37円)</p> <p>案2 実費相当分支給 市会棟のある中区を基準として交通手段にかかわらず居住する行政区で定額を費用弁償として支給 1,000円：神奈川、西、中、南、磯子 2,000円：鶴見、港南、保土ヶ谷、旭、金沢、港北、栄 3,000円：緑、青葉、都筑、戸塚、泉、瀬谷</p> <p>案3 案1の実費支給又は案2の実費相当分に加え、日当（横浜市旅費条例、特号の額3,300円）を費用弁償として支給</p>	<p>② 市内に出張したとき</p> <p>案1 旅費支給 市外に出張したときと同様に、旅費のみを費用弁償として支給（横浜市旅費条例、特号の額）</p> <p>案2 実費支給等 ①の会議等への出席に要する経費に加え、市内の出張に係る旅費をあわせ費用弁償として支給（横浜市旅費条例、特号の額）</p>

基本的な論点（5）「議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目			協議結果
大分類	中分類		提案 会派	検討内容	備考	
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	① 政治倫理、報酬、政務調査費	a.政治倫理	ヨコ会	横浜市議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市議員政治倫理条例や要綱を制定する。	市会独自で寄附禁止事項や団体役員などの兼業禁止を規定するなど、市民にわかりやすく理解協力を求める事項を強調する。	横浜市議員が市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって、必要な事項を定めることを目的とした横浜市議員政治倫理条例や要綱を制定することについて協議した結果。  (多数意見) 横浜市議員は、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組んでおり、現状では、政治倫理条例や要綱を特段制定する必要はない。 今後も引き続き、市民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実に職責を全うし、かつ市民の代表として良心及び責任感を持って、品位を保持し、識見を養うよう努めていく。  (少数意見) 議会基本条例を制定し、議会・議員の役割などとともに規定すべきである。
			公明	議員報酬の適正額の考え方		
			共産	横浜市の議員報酬は、全国の市町村で最高となっている(名古屋市と大阪市は現在減額中)。厳しい財政状況のなか、議員も身を削るべきだとの声があがっているが、身を削るのなら議員定数の削減ではなく議員報酬の削減が有効である。	議員報酬を2割削減し、政令市平均並みとする。	議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、横浜市の財政規模、事務の範囲、議会及び議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、議論すべきであることを踏まえ、そのあり方や適正額について協議した結果。  (多数意見) 当委員会(横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会)では、「市会がその役割をさらに発揮していくため、市会の立法機能を高めるなど、市会の自主的・自律的な改革を一層推進していく上で、市会議員としての活動や議会活動のあり方などを明確にするため、基本条例の制定に関する調査・検討を行うこと。」を付議事件として議論していることから、この議論を経た後、必要に応じて別途協議する。  (少数意見) 全体の経費という観点から、議員報酬、費用弁償、政務活動費、議員定数について全体的に議論すべきである。
		ヨコ会	正副委員長報酬の見直し(廃止等)	報酬の廃止		
		c.費用弁償	民主	実費相当の交通費を支給	通常ルートによる交通手段を設定し、実費相当の交通費を支給すべき。	1 費用弁償については、横浜市会は、平成19年度より日額支給の費用弁償を廃止し、「議員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。」と条例に規定し、市外に出張したときのみ支給しているが、費用弁償は、「その職務を行うため要する費用」の弁償であることから、支給の範囲等について協議した結果。  (多数意見) 会議等に出席した場合においても実費相当の費用弁償を支給する。  (少数意見) ・別途協議する。 ・現行どおりとする。 ・全体の経費という観点から、議員報酬、費用弁償、政務活動費、議員定数について全体的に議論すべきである。  ※ 費用弁償の支給形態等については、次回委員会において協議
			公明	議員活動の制度的支援	議員活動費、秘書制度、交通費の支給	2 議員活動の制度的支援については、地方自治法が改正され、新たな政務活動費の範囲において、議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部が対象となったが、その他公費における新たな制度的支援について協議した結果、公費における新たな制度的支援については、法的に難しいことから、現行どおりとすることを全会一致をもって決定した。

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目			協議結果
大分類	中分類		提案 会派	検討内容	備考	
(5) 議員の政治倫理、報酬、政務調査費、研修	① 政治倫理、報酬、政務調査費	d. 政務調査費	民主	政務調査費の使途基準	使途基準は、都市に働く議員として幅を持たせるべき。	政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を充実強化するために必要なものであるが、その使途基準やあり方について協議した結果、  <多数意見> 地方自治法の改正に伴い、横浜市会政務調査費の交付に関する条例が一部改正され、新たに政務活動費として使途基準が条例に明記されたこと。また、すべての領収書の写しを公開していることから、現行どおりの取り扱いとする。  <少数意見> 議会活動にどう生かすのか、生かされたのかを含め公開する。 市民が見やすい公開場所を設置し、期間を定め、領収書及び成果物等を公開する。
			公明	政務調査費のあり方	実費弁償移行等	
			共産	政務調査費は、きちんと議員活動を行うために、調査を行い、市民に報告するために必要なものであるが、その一方で第二の報酬などもいわれており、市民合意が得られていない部分がある。	・政務調査費は、領収書の公開だけでなく、調査研究報告書など成果物と会計帳簿も公開する。 ・政務調査費の金額は、市民参加で妥当かどうか検討し、市民の理解をえられる適正な水準とする。	
	e. 議員派遣	公明	海外視察の公費負担のあり方			横浜市会議員の海外視察は、議員派遣制度により実施しているが、議員派遣制度は平成14年の地方自治法の改正により、議会の調査権の一部として、同法第100条第13項で新たに規定されたもので、横浜市会の「横浜市会議員の海外視察取扱い要綱」による運用では、議員としての経歴が2年に満たない期間は実施できないこと、また、1期議員と2期以上の議員とで旅費限度額に差を生じさせている。 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ合議制の議事機関である議会を構成する一員として、等しくその役割を担うものであることから、議会の調査権の執行にあたって、調査を行う議員で差があること等、海外視察の公費負担のあり方について協議した結果、  <多数意見> 海外視察の運用に当たっては、現行どおり議員としての経歴が2年に満たない期間は実施できないこととし、旅費限度額は、一律同額とする。また、報告書の公開については、現行どおり行い、市民への情報提供及び議員間での情報共有を図っていく。  <少数意見> ・2年に満たない期間を概ねとし、旅費限度額は、現行予算の範囲内で一律同額とする。 ・海外視察は、議員派遣制度ではなく政務活動費で実施する。 ・議員派遣としての海外視察は廃止する。 ・視察報告書は速やかに提出し、本会議に報告するとともに公開する。  との意見に分かれたが、多数意見をもって決定した。
共産		現在、議員1人あたり1期4年間で120万円、1期目の議員は3年目以降60万円を限度とする海外視察費が計上されている。海外のすぐれた事例を調査することは横浜市政のために役立つ場合もあるが、そうであれば、1期の議員は60万円を限度とするという差別があるのはおかしい。 近年、地方財政は厳しい状況におかれ、観光まがいの海外視察に対して市民の批判があがっており中止・凍結している議会が多い。	海外視察は、政務調査費で行い、全行程と領収書を公開する。現行の公費による海外視察は廃止する。			
	f. 議員定数				横浜市会の議員定数については、平成23年改選において92人から86人と6減としたが、平成27年改選に向け協議した結果、 遅くとも平成26年第4回定例会までに団長会議及び市会運営委員会において、平成22年国勢調査の確定値に基づく新たな各選挙区選出議員数等の必要な条例改正を行うことを全会一致をもって決定した。	
	② 研修				改選後の新人議員に対する研修会や説明会及び議員連盟が、その活動を通じて特定の市政の課題等に関する議員間の共通認識を深めるため、議員を対象として行う研修会の制度的な位置付けについて、協議した結果、 代表者からの申請に基づき、議長が承認して行う議会の議員研修とすることを全会一致をもって決定した。	

大分類(6)「大都市自治における議会のあり方」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目			協議結果
大分類	中分類		提案 会派	検討内容	備考	
(6) 大都市自治における議会のあり方	a.地方自治制度	民主	<p>①規模の大きな自治体においては、一人の長によって民意を汲むよりも、各区より選出された議員達によって予算編成と行政執行を行う方が、きめ細かい民意の市政反映を可能にする。②規模の大きな自治体の議会では政党政治(会派運営)が定着し国政との連動も顕著である。党議拘束を生かした政党政治を行うのであれば議院内閣制を採用するべきで、少なくとも自治体が最適な政府形態を選択可能な状態にするべきである。③自治体規模によって政治体制を柔軟に住民投票によって決定できることは世界標準であり、住民の意思によって二元代表制か議院内閣制かを選択できる自治法とすべき。そうすることで地方議会の存在価値そのものを住民意思によって決定できる。</p>	<p>地方政府の形態は二元代表制のみでなく地方議院内閣制等を導入可能とする地方自治法改正を国に要望する。住民投票によって横浜市会と横浜市長の権限配分を決定出来る自治法へ改正し、議会から政策リーダー(首相)を選出、首相が局長を任命、内閣を組織し、内閣において予算編成と行政執行を行う。市長は対外儀礼的事項を担い、議会に政策提言を行う。</p>	<p>横浜市は、我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務があるが、現行の指定都市制度では、その能力を十分に発揮できるような制度的位置づけになっていないこと、また、市民の暮らしを支え、さらに経済を活性化していくためには、大都市横浜が持つ力を存分に発揮できる制度が必要であることから、特別自治市制度を目指している。</p> <p>特別自治市制度に関しては、現在、大都市行財政制度特別委員会及び政策・総務・財政委員会において議論が行われていることから、現行制度において議会が区に關与する仕組みについて協議した結果、</p>	
	b.区への権限移譲	民主	区への権限移譲にともなう議会としてのチェック機能のあり方	現状の区づくり推進会議にチェック機能はない。	<p>1 常任委員会の審査においては、必要に応じ委員会として区長の出席を求めた場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>2 予算・決算特別委員会の局別審査においては、局から区への予算、事業もあることから、区長の出席を求める通告があった場合、当該区長は、説明員として出席する扱いとすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>3 区づくり推進横浜市議員会議の運営において、</p> <p>① 協議事項は、個性ある区づくり推進費に加え、局から区への予算及び事業に係る区主要事業とすることを全会一致をもって決定した。</p> <p>② 予算・決算についての開催は、市会における予算・決算の審議・審査の前に開催し、協議内容が活かされるものとするを全会一致をもって決定した。</p> <p>③ 会議の議事録を作成のうえ議長に提出し、議長は議事録を公開することを全会一致をもって決定した。</p> <p>④ 会議の公開は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区施設面等の課題があることから、現行どおりとする。</li> <li>・各区の場で協議すべきである。</li> <li>・段階的に進めるべきである。</li> <li>・工夫してできることを前提に進めるべきである。</li> </ul> <p>との意見があった。</p> <p>⑤ 会議の性格は、当面、現行どおり要領で設置する議長の招集会議とし、今後、区への権限移譲や機能・組織体制の強化を捉え、特別委員会や地方自治法第100条第12項に基づく協議の場などとするを全会一致をもって決定した。</p> <p>※ 区づくり推進横浜市議員会議運営要領の改正案については、次回委員会において協議</p>	
	c.国に対する働きかけ	ヨコ会		議長への議会招集権の付与、臨時議会の活動制限の撤廃など議会活動の自由度の拡大、意見書に対する関係省庁等の誠実回答の義務付け、並びに地方議会議員の責務の法的明確化及び活動基盤の強化など、横浜市会として地方六団体と連携を図るとともに国に対し地方自治法の改正を強力に求めること。	<p>4 議会は、必要があると認めるときは、区で執行される事務その他区の行政について、具体的かつ個別的に検討する場を設置することを全会一致をもって決定した。</p>	

## 大分類(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目

## ●中分類②質疑・質問

会派等提出の検討項目・内容	協議結果
・質疑・質問の形態	<p>1 質疑・質問の形態について            一括方式で実施している本会議での質疑・質問を審議上、質問者が一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議した結果、            ①現行どおりとする。            ②一括方式、分割方式、一問一答方式の選択制として実施する。            ③段階を追って進める、まずは一括方式と分割方式の選択制で実施する。</p> <p>との意見に分かれたため、引き続き協議することを決定した。(H25.1.9委員会)</p> <p>2 質疑・質問の形態に即した議場の改修について            本会議での質疑・質問の形態により、質問者と答弁者の対面式や自席発言などが考えられるが、どの程度までの改修が必要かについて協議した結果、            ①現行どおりとする。            ②できる範囲で改修する。            ③最低限の改修をする。</p> <p>との意見に分かれたため、引き続き協議することを決定した。(H25.1.9委員会)</p>

基本的な論点「(1)議会・議員の活動原則」に関する他都市における特徴ある取り組み

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	考え方
大分類	中分類		提案会派	検討内容			
(1) 議会・議員の活動原則	① 議会の活動原則	a. 位置付け	民主	市政における議会の位置付けを明確にする。	<p>各都市とも議会基本条例の前文で「住民の代表機関としての役割等」を明記</p> <p><b>【規定例】</b>                      ・住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている(三重県)</p> <p>・地方分権時代のさなかにあり、地方自治体の自己決定権の拡大が進むのに伴い、議員の合議体である県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、県議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている(福島県)</p> <p>・私たち名古屋市長は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民知事の要である。憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長とによる二元代表制をとっており、議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政を運営していく仕組みとなっている。すなわち、議会は市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、両者がそれぞれ適切に役割を果たすことで、よりよい市政を実現していくことが期待されている(名古屋市)</p>		<p>横浜市会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。</p> <p>日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関として独任制の長とによる二元代表制をとっており、議会と長とは、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を活かし、適切にその役割を果たすことが求められている。</p> <p>近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められ、日本最大の市である横浜市においては、大都市特有の課題をはじめとした多くの市政課題が複雑高度化する中、横浜市会が多くの権限と責任を担う大都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言など議会が果たすべく機能を最大限に発揮していくためには、横浜市会の伝統を重んじながら、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。</p>
		b. 役割・責任 (議案等の審議・審査、事務の監視・評価、政策立案・調査研究、意見書・決議等による国等への意見表明等)	自民 ・二元代表制における議会の地位・使命・責務・権限 ・議会の機能強化  公明 二元代表制における議会・市長の責務  市民に開かれた議会としての活動  ネット・無所属クラブ 現在、地方自治体においては議会と首長との二元代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。 二元代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。	<p>各都市とも議会基本条例において議会の活動原則として「議会の使命」、「議会運営の原則」、「議会の役割・活動原則」、「議会の機能強化」、「長との関係」、「議会の説明責任」、「県(市)民との関係」、「広聴広報」などの項目を規定</p> <p><b>【議会の使命】</b>                      県議会は民意を代表する議員の多彩な議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させる(神奈川県)</p> <p><b>【議会運営の原則】</b>                      公平かつ公正な運営を原則とするともに道民に開かれた運営を行わなければならない。合議制機関として円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。道政上の課題等に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど年間を通じた議会運営に努める。会議案や意見案等の審議に際し積極的な議員相互の討議が行われるよう努める(北海道)</p> <p><b>【議会の役割】</b>                      議事機関として県民の意思決定を行う、知事等の事務の執行について監視及び評価を行う、県政の課題に関し政策の立案及び提言を行う、議会活動で明らかとなった県政の課題、審議等の内容について県民に説明を行う(兵庫県)</p> <p><b>【議会の機能強化】</b>                      議案の審議及び審査、政策立案及び政策提言並びに知事等の事務の執行の監視及び評価に関する議会の機能の強化を図る(岩手県)</p> <p><b>【長との関係】</b>                      議会は二元代表制の一翼として、議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民生活の向上及び県勢の伸展に向け、自らの機能を遂行しなければならない(大分県)</p> <p><b>【議会の説明責任】</b>                      議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たす(宮城県)</p> <p><b>【県(市)民との関係】</b>                      県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努める、県民等の知見及び意見を審査に反映させるため公聴会及び参考人の制度の活用を努める、請願及び陳情を県民の政策提案ととらえ必要と認める場合、県民の意見を聴く機会を設けることができる(広島県)</p> <p><b>【広聴広報】</b>                      県民に開かれた議会を実現するため多様な手段を活用して積極的な広報及び広聴に努める(鹿児島県)</p>	規定、確認事項なし	<p><b>【議会の役割】</b>                      議会は、合議制である議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる役割を担うものとする。                      (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。                      (2) 市長等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。                      (3) 市政等の調査研究を通じ、政策立案及び政策提言を行うこと。                      (4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行うこと。</p> <p><b>【議会の活動原則】</b>                      議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。                      (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。                      (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。                      (3) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。</p>	

基本的な論点「(1)議会・議員の活動原則」に関する他都市における特徴ある取り組み

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	考え方
大分類	中分類		提案会派	検討内容			
(1) 議会・議員の活動原則	② 議員の活動原則	a.位置付け			上記の中分類①議会の活動原則、a.位置付けと同様		上記の中分類①議会の活動原則、a.位置付けと同様
		b.役割・責任(議員間討議、住民意見の把握、能力研さん等)	自民	議員活動	各都市とも議会基本条例において議員の活動原則として「議員の責務」、「議員活動」、「議員の倫理」などの項目を規定	規定、確認事項なし	【議員の役割】 議員は、市民から選挙により選ばれた公職にある者として、かつ、合議制の議事機関である議会を構成する一員として、次の役割を担うものとする。 (1) 議案等の審議及び審査等を行うこと。 (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。 (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。
			民主	市会議員としての活動を明確化	【議員の責務】 議員は、公選による公職にある者として市民を代表して活動を行い、研さんに努め高い倫理観に基づいて行動し、市民からの負託に応えなければならない(北九州市)		
市会議員としての責任、義務、権利などについて明確にする。	【議員活動】 市民の意見と市政に関する課題を的確に把握し政策の決定及び形成に適切に反映させること、市民を代表する機関を構成する者として市民福祉の向上と市の発展に資する調査研究を積極的に進めること、市の施策の効果を適切に評価しその公表に努めること、議会における政策の決定の過程等について市民に説明すること(さいたま市)						
公明	議員の責務と議員活動のあり方	【議員の倫理】 議員は県民の厳粛な負託により県政に携わる権能及び職責を有することを自覚し、県民の代表として公正性及び高潔性を保持しなければならない(福島県)					